

# 困つたなあ

に答えます！

佐々木知子の  
法律相談



佐々木知子  
ささきともこ  
弁護士  
帝京大学法学部教授

この先も住み続けてくれる人に、  
家を相続させたいのですが…。

遺産相続のことのご相談です。  
無理なことは承知の上で、ちょっと  
と話を聞いてもらえたたらと思いま  
す。

私は地方の旧家のいわゆる跡  
取り娘で、婿養子を迎えて、息  
子と娘がいます。夫に先立たれ、  
私も傘寿を迎えたので、今後の  
ことを考えないとけなくなり  
ました。頭を悩ませているのは、  
この家のことです。

江戸時代末期から何代も続い  
ている家を、私の代で終わりに  
するのはご先祖様に申し訳が立  
ちません。ただ、古い家だけに、  
維持費がかかり、瓦をふ  
き替えては300万円、庭を手  
入れしては500万円といった風

に半端ないお金が出ていきます。  
親からかなりのお金を相続しま  
したが、今はもう500万円  
程度になりました。

息子も娘も結婚して家を出て  
いき、時々帰ってきてはくれます  
が、一人ともUターンというのか、  
定年後にこの家に帰ってきて住  
む気など全くないようなのです。  
不便だし、広すぎて維持が大変  
だし、便利なマンションがいいわ  
と。

そうなると、どちらに相続さ  
せても、売却してしまうのでしょうか。  
売却できるかどうかも分か  
りませんが、もしできたとして、  
家自体は二束三文なので（仏壇  
含め、骨董品はそれなりにしま  
すが）、土地500坪が500万  
円程度のものでしょう。私の気  
持ちとしては、家を継いでくれ  
る人に、お金もそのまま付けて  
相続させたいのですが、そういう  
のは無理なのでしょうか。



お気持ちはよく分かります。  
私の母方の実家もそれなりに歴  
史のある立派な家で、それこそ  
維持費がかかりますが、母亡き  
後も何とかして遺したいと思つて  
います。ただ実際に住んで使つて  
くれる人がいないと、家はすぐ  
に傷んで荒れてしまいますよね。  
よほど立地であれば、リノベー  
ションして別荘物件にもできるの  
でしようけれど。

空き家問題は今や全国の喫  
緊の課題であり、ご相談者のよ  
うな方は全国にたくさんおられ  
ると思います。もし〇〇家旧宅  
といつた歴史的建造物であれば、  
文化財として地方公共団体など  
に寄付し、管理してもらえるが  
もれませんが、そういう幸運  
なケースはまれでしょう。

甥や姪のような近さでなくて  
もどなか、近くにいるご親類  
の方で、故郷が好き、その家に  
も愛着があつてぜひ住みたいとい  
う方はおられませんか？もしお  
られれば、その方に遺贈するの  
が一番の解決方法かなと思います。  
言書を書けば、あとは相続と同

じです。維持費も取得税もかかる  
のでお金も付けるわけですが、  
受贈者が後に家を売却したりお  
金を使い込んだり、あるいは間  
もなくその人が死んで新たな相  
続が生じることもあり、そこは  
信用と運次第でしよう。

注意すべきは、子供さん二人  
には遺留分があつて、遺贈す  
るのは遺産総額の半分以下に  
留めておくべきことです。半分  
以下といつても、今後ご相談者  
が生活される以上施設に入る  
かもしれないが、生活費をか  
かるかもしれません。年金が入つても預  
金は減るでしょうから、例えば  
3000万円になつたとして、土  
地代500万円との合計額の半